

健発0501第3号

平成26年5月1日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法における旅館業法の特例の施行について(通知)

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「施行規則」という。）が平成26年4月1日に、国家戦略特別区域を定める政令（平成26年政令第178号）が同年5月1日に施行されたところであるが、国家戦略特別区域法における旅館業法（昭和23年法律第138号）の特例の内容は、下記のとおりであるので、御了知いただきたい。

記

1 旅館業法の特例の内容

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞りに必要な役務を提供する事業として政令で定める次の要件に該当する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が当該要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の認定（以下「特定認定」という。）を受けることにより、当該事業については、旅館業法第3条第1項の規定は適用しないものとする（法

第13条、施行令第3条及び施行規則関係)。

(1) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件

- ① 当該事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの（以下単に「施設」という。）の所在地が国家戦略特別区域にあること。
- ② 施設を使用させる期間が7日から10日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。
- ③ 施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 一居室の床面積は、25平方メートル以上であること。ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - イ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - ウ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - エ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。
 - オ 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。
 - カ 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。
- ④ 施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること。
- ⑤ 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。
- ⑥ 当該事業の一部が旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に該当するものであること。

(2) 特定認定の申請等

- ① 特定認定を受けようとする者は、あらかじめ、所定の申請書及び添付書類を、施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。
 - ア 申請書の記載事項
 - (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (イ) その行おうとする事業の内容
 - (ウ) 施設の名称及び所在地
 - (エ) 施設の構造設備の概要

- (オ) 施設の各居室の床面積
- (カ) 施設の各居室の設備及び器具の状況
- (キ) 施設内の清潔保持の方法
- (ク) 提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制
- (ケ) 特定認定を受けようとする者の電話番号その他の連絡先
- (コ) 施設のホームページアドレス

イ 申請書の添付書類

- (ア) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (イ) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - (ウ) 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款
 - (エ) 施設の構造設備を明らかにする図面
- ② 特定認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、申請内容等の変更をしようとするときは、都道府県知事の変更の認定を受けなければならないこと。ただし、当該変更が施設の名称の変更等の軽微な変更の場合には、その日から10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ればよいこと。
- ③ 認定事業者は、特定認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を廃止したときは、その日から10日以内に、都道府県知事に届出を行わなければならないこと。

(3) 特定認定の取消し等

- ① 都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができること。
- ア 認定区域計画（内閣総理大臣の認定を受けた区域計画をいう。以下同じ。）の変更（特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。
 - イ 認定区域計画（特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。
 - ウ 認定事業者が行う認定事業が上記(1)の要件に該当しなくなったと認めるとき。
 - エ 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。
 - オ 認定事業者が変更の認定を受けず、又は変更の届出を行わなかったとき。
 - カ 認定事業者が報告徴収に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

② 都道府県知事は、本法の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができること。

2 留意事項

- (1) 本施設は、外国人旅客の滞在に適した施設であり、賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上滞在し、滞在者の管理のもとに居室が使用されるとともに、外国人旅客の滞りに必要な役務が提供される施設であり、こうした趣旨に沿って適正な施設の運営が確保される必要があること。
- (2) 上記1(1)②に掲げる要件については、旅館業法の適用を除外するに当たり、公衆衛生や善良の風俗の保持のほか、旅館・ホテルとの役割分担を考慮したものであり、地域の旅館・ホテルの状況等を勘案し、条例で具体的な期間を定める必要があること。
- (3) 上記1(1)③に掲げる要件については、外国人旅客の滞りに適した環境として必要な要件を定めるものであり、1(1)③に掲げる設備又は器具については、こうした観点から必要な機能が備わっていれば充足されるものであること。
- (4) 上記1(1)⑤に掲げる要件については、外国人旅客の滞りに必要な役務として、少なくとも施設の使用方法に関する外国語を用いた案内及び緊急時における外国語を用いた情報提供を求めており、その他については特定の役務を掲げていないので、事業者においては、対応できる外国語の種類も含め、各施設で提供する役務を契約及びホームページで明示し、これらの定めに基づき提供することが求められるものであること。
- (5) 緊急時における外国語を用いた情報提供については、本施設には地域に馴染みがなく、日本語を解さない外国人旅客が滞在することから、災害や急病、事故等の緊急時において、外国語により避難や救急医療等に関する情報を提供するといった対応を迅速に行うことができる体制が求められるので、特定認定に際しては、申請書においてこれらの実施に係る体制について確認が求められること。なお、本特例措置は旅館業法の特例を設けるものであるが、消防法令の適用に関しては特に変更はないので、施設について消防担当部局に対し必要な情報提供を行うこと。
- (6) 施設については、賃貸借契約に基づき一定期間以上居室を使用する旨の契約を締結するものであるが、使用期間の途中で滞在者の事情で任意の契約の解約が可能であれば、期間を定める意味が実質的になくなることから、特定認定に際しては、契約約款における解約条項に関して確認が求められること。